

法令および定款に基づくインターネット開示事項

事業報告

業務の適正を確保するための体制および
当該体制の運用状況の概要

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書
個別注記表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

四国電力株式会社

法令および定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.yonden.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しているものであります。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、地域と共に生き、地域と共に歩み、地域と共に栄えるという基本精神のもと、社会からの信頼を得ることの重要性を認識し、適法・適正かつ効率的な事業活動を遂行するため、会社法および会社法施行規則に基づき、「業務の適正を確保するための体制」を以下の通り定める。

1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会を原則として毎月1回開催することに加え必要があるときは随時開催し、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督する。
- (2) 法令等の遵守と企業倫理の徹底は経営の原点であるとの認識のもと、行動規範およびコンプライアンスガイドラインを制定するとともに、コンプライアンスに関する専門委員会、社内外相談窓口を設置し、取締役自らがコンプライアンスを積極的に推進する。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報について、保存期間など管理方法を定めた社内規程を制定し、適切に保存・管理する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 事業運営に関するリスクについて、毎年度の経営計画に反映し、経営のマネジメントサイクルのなかでリスクの統制を行う。
- (2) 各取締役は、自らの分掌範囲のリスク管理について責任を持つとともに、全社横断的なリスクに対しては、必要に応じて、専門委員会を設置し、総合的な対応を図る。
- (3) 自然災害などによる非常事態に関するリスクに備え、個別に規程を整備し、管理体制を定める。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営計画において毎年度の基本的な経営方針・計画を定め、これを軸とした計画・実施・統制評価のマネジメントサイクルを展開する。

(2) 各職位の責任・権限や業務の基本的枠組みを明確にし、迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行を行う。

5 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 行動規範、コンプライアンスガイドラインなどの整備に加え、研修システムなどを活用したコンプライアンス教育を実施し、従業員の法令・企業倫理の遵守を徹底する。

(2) 業務における適法・適正な手続き・手順を明示した社内規程類を整備し運用する。

(3) 適法・適正な業務運営が行われていることを確認するため、執行部門から独立した内部監査部門による監査を実施する。

6 反社会的勢力の排除に向けた体制

市民社会に脅威を与える反社会的勢力への対応を統括する組織を設置し、これらの勢力とは、断固として対決する。

7 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) グループ経営方針を定め、グループ各社の計画立案から執行までを総括的に管理・評価することにより、グループ全体でマネジメントサイクルを展開する。

(2) グループ経営管理上必要な事項について、グループ各社に事前協議・報告を求める社内規程を整備・運用するとともに、グループ各社のトップとの意見交換会を定期的を開催するなど、緊密な情報関係を図る。

(3) グループ各社の事業活動に関するリスクを把握・評価のうえ、経営計画へ適切に反映し、リスクの統制を行う。

(4) グループ各社に対しては、取締役および使用人の職務執行の適正を確保するため、コンプライアンス等に関する方針を提示し、当社に準ずる体制の整備を求める。また、コンプライアンスに係る社内外相談窓口において、グループ会社に係る事項の相談を受付け、適切な運用を図る。

(5) グループ経営推進を図り、適正な業務遂行を確認するため、当社の取締役などをグループ各社の取締役、監査役に充てるとともに、適宜、当社内部監査部門による監査を実施する。

8 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助するための専任組織を設置し、必要な監査等委員会補助スタッフを配置する。

9 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会補助スタッフの職務執行について、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令からの独立性および監査等委員会からの指示の実効性を確保する。
- (2) 監査等委員会補助スタッフの人事に関する事項については、監査等委員会の意見を尊重する。

10 監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 法令の定めによるもののほか、重要会議への監査等委員である取締役の出席、経営層が情報共有する社内報告制度などにより、グループ経営に係る重要な情報を監査等委員会に連絡する。また、監査等委員会から求められた場合、適切に報告する。
- (2) 監査等委員会に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し、人事上その他の不利益な取扱いを行わない。

11 監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）のために必要な費用については、当社が負担する。

12 その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役等と監査等委員会との定期的な意見交換などの実施や内部監査部門と監査等委員会との緊密な関係などにより、監査等委員会監査の実効性を高めるための環境整備を行う。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づく、2021年度における運用状況の概要は、次のとおりであります。

1 コンプライアンス

- (1) 取締役会規程に基づき、取締役会が原則月1回開催（2021年度は計12回開催）され、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督している。また、審議結果について議事録を作成し保管している。
- (2) 取締役は、法令等の遵守と企業倫理の徹底のため、行動規範等を整備するとともに、「コンプライアンス推進委員会」を設置してコンプライアンスを積極的に推進している。

また、集合教育や遠隔教育システム（eラーニング）を活用したコンプライアンス教育を実施するとともに、公益通報を受け付ける「コンプライアンス相談窓口」を設置するなど、使用人の法令遵守意識の徹底を図っている。

さらに、取引先との適切な関係の維持を図るため、取引先からの贈答品の受領を原則として禁止するとともに、贈答品受領に関する相談窓口を設置するなど、会社として対応する仕組みを導入している。

- (3) 反社会的勢力に対しては、総務部等の統括部署を中心として、警察当局や顧問弁護士などの専門機関と情報連携も図りながら対応することとしている。また、定期的に従業員に対しトラブル対応研修を実施している。

2 経営管理

- (1) 毎年度の基本的な経営方針・計画を定めたグループ経営計画を常務会および取締役会で審議のうえ決議し、これを軸とした計画・実施・統制評価のマネジメントを実施している。
- (2) 組織規程、権限基準等の社内規程で各職位の責任・権限等を明確化するとともに、必要な改正を適宜実施しており、これらに基づき適正かつ効率的な業務執行を行っている。
- (3) グループ会社に対しては、グループ経営計画や四半期ごとの業務報告等を通じて、グループ各社の計画立案から執行までを総括的に管理・評価し、グループ全体のマネジメントサイクルを展開している。

3 リスク管理

- (1) 事業運営に関するリスクについては、各事業本部および各部署が経営計画に織り込むとともに、業務執行の中で担当取締役等の指導を得て対応するなど、業務の各段階でリスクマネジメントを実施している。
- (2) 各取締役は、自らの分掌業務に対するリスク管理を行うとともに、法令違反や個人情報漏洩のリスク、環境問題への対応等の全社横断的なリスクに対して、サステナビリティ推進会議をはじめその下部専門委員会において総合的な対応を図っている。
- (3) 自然災害などによる非常事態に関するリスクに備え、関係法令の定めに基づき、防災計画等を策定し、災害を想定した訓練等を実施している。

新型コロナウイルス対応については、新型インフルエンザ等対策業務計画に基づき、対策組織を設けて電力の安定供給を確保できる体制の維持や従業員の感染予防対策の徹底を図っている。また、需給逼迫リスクに対しては、関係各部署による需給対策協議を行うなど、電力の安定供給に万全を期している。

4 監査等委員会監査

- (1) 監査等委員会の職務を補助するための専任組織である「監査等委員会室」にスタッフを配置している。また、組織規程に、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令からの独立性を確保する旨を明記している。
- (2) 監査等委員である取締役は、取締役会、常務会、幹部会等の重要会議に出席するとともに、各部署は重要情報を監査等委員会に連係している。また、内部監査部署である考査室は、監査等委員会に考査計画・結果を連係している。
- (3) コンプライアンス相談窓口への相談案件について、監査等委員会に連係する体制を整備している。また、「取締役のコンプライアンス違反に関する社内通報窓口」を監査等委員会室に設置している。なお、組織規程に、監査等委員会に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し不利益な取扱いを行わない旨を明記している。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

	株 主 資 本 (百万円)				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	145,551	35,198	179,315	△ 41,684	318,381
会計方針の変更による累積的影響額			△ 174		△ 174
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	145,551	35,198	179,141	△ 41,684	318,206
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△ 6,194		△ 6,194
親会社株主に帰属する当期純損失			△ 6,262		△ 6,262
自己株式の取得				△ 4	△ 4
自己株式の処分			△ 1	9	7
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額 (純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	—	△ 12,457	4	△ 12,453
当連結会計年度末残高	145,551	35,198	166,683	△ 41,680	305,753

	その他の包括利益累計額 (百万円)					非支配株主持分 (百万円)	純資産合計 (百万円)
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	1,779	1,526	730	3,260	7,297	2,275	327,953
会計方針の変更による累積的影響額							△ 174
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	1,779	1,526	730	3,260	7,297	2,275	327,779
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当							△ 6,194
親会社株主に帰属する当期純損失							△ 6,262
自己株式の取得							△ 4
自己株式の処分							7
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額 (純額)	△ 433	△ 10	2,631	△ 2,345	△ 157	128	△ 28
当連結会計年度変動額合計	△ 433	△ 10	2,631	△ 2,345	△ 157	128	△ 12,482
当連結会計年度末残高	1,345	1,516	3,362	915	7,139	2,404	315,297

連 結 注 記 表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社 12社

四国電力送配電(株), (株)S T N e t, (株)ケーブルメディア四国, ケーブルテレビ徳島(株), 四国計測工業(株), 坂出L N G(株), 四電エンジニアリング(株), 四電ビジネス(株), (株)四国総合研究所, 四電エナジーサービス(株), (株)四電技術コンサルタント, SEP International Netherlands B.V.

非連結子会社 14社

四国航空(株), あぐりぼん(株), テクノ・サクセス(株), (株)よんでんライフケア, Aitosa(株), (株)阿部鐵工所, 伊方サービス(株), (株)よんでんメディアワークス, (株)よんでんプラス, 穎娃風力発電(株), 長谷池水上太陽光(同), YBパワーサポート(株), SEP International Hamriyah B.V., SEP International America Corporation

非連結子会社は、その総資産、売上高、当期純損益、利益剰余金等の規模からみて、これらを連結の範囲から除いても、連結計算書類に及ぼす影響に重要性がない。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用している非連結子会社 1社

SEP International Hamriyah B.V.

持分法を適用している関連会社 7社

(株)四電工, YN Energy Pty Ltd, 他5社

持分法適用範囲の変更

重要性が増したため、DGA Vung Ang 2 B.V.を、当連結会計年度より持分法の適用範囲に追加した。

持分法を適用していない関連会社 17社

新居浜L N G(株), 土佐発電(株), 四変テック(株), (株)大川原ウインドファーム, 橋火力港湾サービス(株), 三崎ウィンド・パワー(株), (株)高知電子計算センター, 坂出バイオマスパワー(同), 平田バイオエナジー(同), Sun Trinity(同), 今ノ山風力(同) 他6社

持分法を適用していない非連結子会社13社及び関連会社17社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としてもその影響に重要性がない。

(3) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

a 有価証券

長期投資のうちのその他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

b 棚卸資産

発電用燃料及び電力量計……………総平均法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

未成工事支出金……………個別法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

その他の棚卸資産……………移動平均法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……………主として定率法

無形固定資産……………定額法

③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別の回収可能性に基づき、回収不能見込額を計上している。

④重要な収益の計上基準

当社企業集団の主たる事業である電気事業においては、主として電気の小売販売及び卸販売を行っており、履行義務は顧客との契約に基づく電気の供給である。これらの履行義務については電気事業会計規則に従い、主として検針により決定した電力量(検針日基準)に基づき収益を認識している。

また、検針により電力量が決定した日から概ね1ヶ月以内に支払を受けており、対価の額に重要な金融要素は含まれていない。

⑤その他連結計算書類の作成のための重要な事項

a 当社企業集団の主たる事業は電気事業であるため、連結計算書類の用語及び様式については、「電気事業会計規則」(昭和40年通商産業省令第57号)に準じて記載している。

b 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産に基づいて計上している。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定

式基準によっている。

過去勤務費用は、主として発生連結会計年度に費用処理している。

数理計算上の差異は、主として発生連結会計年度の翌連結会計年度に一括費用処理している。

c 原子力発電施設の資産除去債務の費用計上方法

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について資産除去債務を計上している。なお、これに対応する除去費用は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 2008年3月31日）第8項（特別の法令等により除去に係る費用を適切に計上する方法がある場合）を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）の規定に従い、費用計上している。

d 原子力廃止関連仮勘定の会計処理方法

エネルギー政策の変更等に伴い廃止した原子炉について、廃炉の円滑な実施等を目的として廃炉会計制度が措置されている。

当社は、同制度の適用を受け、原子炉を廃止する場合において、原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産の帳簿価額（原子力特定資産の帳簿価額を除き、建設仮勘定に計上された固定資産（原子炉の運転を廃止した後に竣工しないものに限る。）の帳簿価額を含む。）及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額（処分見込額を除く。）並びに当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料再処理等拠出金費及び当該核燃料の解体に要する費用に相当する額については、経済産業大臣の承認に係る申請書を提出のうえ、原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上することとしている。

また、振り替え、又は計上した原子力廃止関連仮勘定は、一般送配電事業者の託送料金の仕組みを通じて回収することとなっている。

このため、「電気事業法施行規則」（平成7年通商産業省令第77号）第45条の21の6の規定に従い、原子力特定資産、原子力廃止関連仮勘定及び原子力発電施設解体引当金の要引当額（以下、「廃炉円滑化負担金」という。）について、経済産業大臣より承認を得ており、「電気事業法施行規則」（平成7年通商産業省令第77号）第45条の21の5の規定に従い、経済産業大臣からの通知に基づき託送供給等約款の変更を行い、廃炉円滑化負担金の回収を行っている。

原子力廃止関連仮勘定は、「電気事業法施行規則等の一部を改正する省令」（平成29年経済産業省令第77号）附則第5条及び第8条の規定に従い、料金回収に応じて償却している。

e 使用済燃料の再処理等の実施に要する拠出金の計上方法

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号）に規定する拠出金を、原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて電気事業営業費用として計上している。

また、拠出金には使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金が含まれており、当該拠出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に整理している。

f 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

g 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用及び改正電気事業会計規則の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首より適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとした。ただし、電気事業営業収益のうち、電灯・電力料等については、収益認識会計基準等の適用後も、電気事業会計規則に従い、検針により決定した電力量（検針日基準）に基づき収益計上を行っている。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していない。

また、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（令和3年経済産業省令第22号 令和3年3月31日）の施行により改正された、「電気事業会計規則」を当連結会計年度の期首より適用し、再生可能エネルギー固定価格買取制度に係る再エネ特措法賦課金は、電気事業営業収益に計上せず、再エネ特措法交付金は、電気事業営業費用から控除している。

この結果、当連結会計年度の営業収益は159,460百万円、営業費用は159,894百万円それぞれ減少し、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ434百万円減少しており、当連結会計年度末の流動資産における「受取手形、売掛金及び契約資産」のうち再エネ特措法交付金に係る売掛金が14,840百万円減少し、「その他」が同額増加している。また、利益剰余金の当期首残高は174百万円減少している。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとした。

なお、1株当たり情報に与える影響については、「8. 1株当たり情報に関する注記」に記載している。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしている。また、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)が当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度末から同適用指針を適用し、同適用指針第27-2項に定める取扱いに従って、同適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしている。なお、これらによる連結計算書類への影響はない。

また、「7. 金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととした。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示していた「関係会社長期投資」について、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記している。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めて表示していた「固定資産売却益」について、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記している。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 連結貸借対照表に計上した金額

繰延税金資産 当連結会計年度 35,425百万円

② 見積りの内容について連結計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産の計上においては、将来の課税所得の見積り額に基づき、回収可能と判断した部分について繰延税金資産を計上している。

当該課税所得の見積りは、経営者が承認した事業計画及び連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づき行っており、主要な仮定として販売電力量の予測や需給関連費の見通しが含まれる。

主要な仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産の回収可能性に影響を与える可能性がある。

(2) データセンター事業に係る資産の減損

① 連結貸借対照表に計上した金額

その他の固定資産 当連結会計年度 10,272百万円

②見積りの内容について連結計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

情報通信事業セグメントの中核企業である㈱S T N e tは、データセンター事業を営むためにサーバなどのIT機器を設置・収容して、安定した運用ができるよう、災害に強い堅牢性や高度のセキュリティ性を具備した特殊な建物及び大型の電気設備を保有している。

当事業は、継続して営業損益がマイナスとなっており、減損の兆候が認められる。このため、当事業の資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較した結果、当該割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回るため、当連結会計年度において減損損失は認識していない。

この割引前将来キャッシュ・フローは、経営者が承認した事業計画における新規顧客の獲得、顧客の定着率及びデータセンター使用料単価の見込みなどを用いて算定している。

主要な仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度において、減損損失を認識する可能性がある。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①当社の総財産は、社債・㈱日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

(担保付債務)

社債 (1年以内に償還すべき金額を含む)	414,990百万円
㈱日本政策投資銀行借入金 (1年以内に返済すべき金額を含む)	25,000百万円

②連結子会社の出資先の一部には、出資会社における借入金に対して担保が設定されている。

(担保資産)

長期投資	1,429百万円
関係会社長期投資	7,807百万円

③連結子会社の取引先への代金支払に対して担保が設定されている。

(担保資産)

現金及び預金	50百万円
--------	-------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,510,799百万円

(3) 保証債務

①借入金に係る保証債務

日本原燃㈱ ㈱日本政策投資銀行ほかからの借入金に対する連帯保証債務	38,155百万円
オーキッド・ウィンド・パワーGmbH ㈱三井住友銀行ほかからの借入金に対する連帯保証債務	7,124百万円
ラス・ギルタス・パワー・カンパニー ㈱国際協力銀行ほかからの借入金に対する保証債務	954百万円
アル・サワディ・パワー・カンパニー クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・ バンクほかからの借入金に対する保証債務	722百万円
アル・バティナ・パワー・カンパニー クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・ バンクほかからの借入金に対する保証債務	685百万円
従業員 従業員の持家財形制度による㈱みずほ銀行ほかからの借入金に対する 連帯保証債務	6,224百万円
計	53,866百万円

②取引の履行に係る保証債務

アラブ首長国連邦 (UAE) シャルジャ首長国ハムリヤ火力発電事業 シャルジャ電力・水庁との電力販売契約の履行に対する保証債務ほか	1,835百万円
ベトナム国ブンアン2石炭火力発電事業 ベトナム商工省とのBOT契約の履行に対する保証債務	1,028百万円
坂出バイオマス発電事業 丸紅株式会社との燃料売買契約の履行に対する保証債務	826百万円
計	3,689百万円

(4) 会社法以外の法令の規定による引当金

渴水準備引当金は、渴水準備引当金に関する省令（平成28年経済産業省令第53号）に基づく引当金である。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

当連結会計年度末の株式数 223,086千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

a 2021年6月25日の定時株主総会において、次のとおり決議している。

普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	3,113百万円
(ロ) 1株当たりの配当額	15円
(ハ) 基準日	2021年3月31日
(ニ) 効力発生日	2021年6月28日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託 (BBT) に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれている。

b 2021年10月29日の取締役会において、次のとおり決議している。

普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	3,113百万円
(ロ) 1株当たりの配当額	15円
(ハ) 基準日	2021年9月30日
(ニ) 効力発生日	2021年11月30日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託 (BBT) に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれている。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの
2022年6月28日開催の定時株主総会において、次の議案を付議する。

普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	3,112百万円
(ロ) 配当の原資	利益剰余金
(ハ) 1株当たりの配当額	15円
(ニ) 基準日	2022年3月31日
(ホ) 効力発生日	2022年6月29日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託 (BBT) に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれている。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

電気事業の設備投資等に必要な資金を社債及び借入金により調達しており、有利かつ長期安定資金の調達を基本方針としている。また、短期的な運転資金を、主にコマーシャル・ペーパーにより調達している。

一時的な余裕資金は、安全性の高い金融資産にて運用している。

有価証券は、電気事業の安定的・効率的な運営に資する目的で関係する企業の株式等を保有しており、事業環境や出資先企業の変化に応じて適宜保有の見直しを行っている。

売掛金は、大半が電気料金に係るものであり、個別管理している。

デリバティブは、実需取引に基づいて発生する原債権・債務や今後の予定取引に係る金利変動リスク・為替変動リスク等を回避するために利用している。また、デリバティブ取引先は信頼度の高い金融機関に限定している。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

(百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
有価証券			
その他有価証券（*1）	4,860	4,860	—
資 産 計	4,860	4,860	—
社債（*2）	414,990	416,161	1,170
長期借入金（*2）	412,300	415,234	2,934
負 債 計	827,290	831,395	4,104
デリバティブ取引計（*3）	6,133	6,133	—

（*1） その他有価証券は、連結貸借対照表上、長期投資に含まれている。

（*2） 社債及び長期借入金には、1年以内に返済予定のものを含めて記載している。

（*3） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示している。

（*4） 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「コマーシャル・ペーパー」については、短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似することから、注記を省略している。

（注1） 市場価格のない株式等

非上場株式等（連結貸借対照表計上額 31,706百万円）は、「有価証券 その他有価証券」には含めていない。

（注2） 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資

非上場有価証券（連結貸借対照表計上額 3,979百万円）は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に定める取扱いに基づき、「有価証券 その他有価証券」には含めていない。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに区分している。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットが属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

(百万円)

区 分	時 価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合 計
有価証券				
その他有価証券	4,830	29	—	4,860
デリバティブ取引				
通貨関係	—	6,123	—	6,123
金利関係	—	11	—	11
資 産 計	4,830	6,164		10,995
デリバティブ取引				
金利関係	—	1	—	1
負 債 計	—	1	—	1

②時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品以外の金融商品

(百万円)

区 分	時 価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合 計
社債	—	416,161	—	416,161
長期借入金	—	415,234	—	415,234
負 債 計	—	831,395	—	831,395

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

上場株式の時価は、相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されていることから、レベル1の時価に分類している。

デリバティブ取引

為替予約取引及び金利スワップ取引の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類している。

デリバティブ内包型の長期借入に係る組込デリバティブは、金利の変動を固定化するものであり、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している。

社債

当社の発行する社債の時価は、相場価格を用いて評価しており、レベル2の時価に分類している。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類している。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,520円93銭

1株当たり当期純損失 30円44銭

(注1) 1株当たり純資産額の算定上、株式給付信託(BBT)に係る信託口が保有する当社株式については、期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当連結会計年度末における当該自己株式数は177千株である。

(注2) 1株当たり当期純損失の算定上、株式給付信託(BBT)に係る信託口が保有する当社株式については、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当連結会計年度における当該期中平均自己株式数は179千株である。

(注3) 「2. 会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、収益認識会計基準等を当連結会計年度の期首より適用している。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額が62銭増加し、1株当たり当期純損失が1円46銭減少している。

9. 重要な後発事象に関する注記

資本準備金の額の減少

当社は、2022年4月27日開催の取締役会において、2022年6月28日開催予定の第98回定時株主総会に、資本準備金の額の減少について付議することを決議した。

(1) 資本準備金の額の減少の目的

配当財源の充実を図るため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えることとした。

(2) 資本準備金の額の減少の要領

①減少すべき資本準備金の額

資本準備金の額35,198,192,165円を31,600,000,000円減少して、3,598,192,165円とする。

②資本準備金の額の減少の方法

資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替える。

(3) 資本準備金の額の減少の日程

①取締役会決議日	2022年4月27日
②株主総会決議日	2022年6月28日(予定)
③債権者異議申述公告日	2022年7月12日(予定)
④債権者異議申述最終期日	2022年8月12日(予定)
⑤効力発生日	2022年8月31日(予定)

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(百万円)

	電 気 事 業		その他の事業	計
	発電・販売事業	送配電事業		
小売販売収入	387,712	55	—	387,767
卸販売収入	71,766	42,848	—	114,615
その他収入	1,965	30,892	106,707	139,565
計	461,444	73,796	106,707	641,948

(注1) 金額は外部顧客への売上高を表示している。

(注2) 上記には顧客との契約から生じる収益(633,983百万円)の他、その他の源泉から生じる収益(7,965百万円)を含んでいる。

(2) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(百万円)

	期 首 残 高	期 末 残 高
顧客との契約から生じた債権	59,571	72,016
契約資産	11,540	6,537
契約負債	7,555	3,437

(注1) 顧客との契約から生じた債権には、再生可能エネルギー固定価格買取制度による再エネ特措法賦課金に係る債権を含んでいる。

(注2) 契約資産及び契約負債は、主として電気事業以外の事業において計上されたものである。

②残存履行義務に配分した取引価格

電気事業における小売販売及び卸販売に係る残存履行義務に配分した取引価格は以下のとおりであり、各契約に定める実需給年度に収益として認識する見込みである。

(百万円)

	当連結会計年度
1年以内	—
1年超3年以内	38,041
3年超	12,429
合計	50,470

なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)80-22項(1)及び(2)に定める実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約及び当初に予想される契約期間が1年を超える契約のうち、検針により決定した電力量(検針日基準)に基づき収益を認識する契約を含めていない。

11. その他の注記

(湯水準備引当金の取崩し)

電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条第2項の規定に基づき、収支悪化に伴う自己資本の毀損拡大を抑制する財源に充てるため、特例許可による湯水準備引当金の取崩しについて、2022年3月11日に経済産業大臣に申請を行い、3月25日に許可を得たため、同引当金の一部を取崩している。

(特別損失の内容)

インバランス収支還元損失

一般送配電事業者は、2021年1月のインバランス料金単価のうち一定の水準を超えた部分について、小売電気事業者の負担額に応じて、将来の託送料金から差し引く形で調整を行う特別措置を講じるよう経済産業省から要請を受けた。これを踏まえ、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、2022年1月27日に経済産業大臣に対して当該特別措置に係る特例認可申請を行い、2月14日に認可を受けたため、当該特別措置に係る調整額を計上している。

(取締役等を対象とした株式報酬制度)

当社は、社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ。）及び役付執行役員（取締役を兼務する者を除く。以下、取締役と役付執行役員とを合わせて、「取締役等」という。）に対する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入している。

(1) 制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、取締役等に対し、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度である。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となる。

(2) 信託口に残存する自社の株式

信託口に残存する当社株式を、信託口における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上している。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は175百万円、株式数は177千株である。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

	株 主 資 本 (百万円)					
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計
			海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当事業年度期首残高	145,551	35,198	32,819	2	89,726	122,547
会計方針の変更による累積的影響額					△ 174	△ 174
会計方針の変更を反映した当事業年度期首残高	145,551	35,198	32,819	2	89,552	122,373
当事業年度変動額						
海外投資等損失準備金の取崩				△ 2	2	—
剰余金の配当					△ 6,226	△ 6,226
当期純損失					△ 13,048	△ 13,048
自己株式の取得						
自己株式の処分					△ 1	△ 1
株主資本以外の項目の当該事業年度変動額 (純額)						
当事業年度変動額合計	—	—	—	△ 2	△ 19,273	△ 19,275
当事業年度末残高	145,551	35,198	32,819	—	70,278	103,097

	株 主 資 本 (百万円)		評 価 ・ 換 算 差 額 等 (百万円)			純資産合計 (百万円)
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証券 評価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当事業年度期首残高	△ 38,470	264,827	1,787	4,708	6,495	271,323
会計方針の変更による累積的影響額		△ 174				△ 174
会計方針の変更を反映した当事業年度期首残高	△ 38,470	264,653	1,787	4,708	6,495	271,149
当事業年度変動額						
海外投資等損失準備金の取崩		—				—
剰余金の配当		△ 6,226				△ 6,226
当期純損失		△ 13,048				△ 13,048
自己株式の取得	△ 4	△ 4				△ 4
自己株式の処分	8	7				7
株主資本以外の項目の当該事業年度変動額 (純額)			△ 219	△ 378	△ 598	△ 598
当事業年度変動額合計	3	△ 19,272	△ 219	△ 378	△ 598	△ 19,870
当事業年度末残高	△ 38,467	245,380	1,567	4,330	5,897	251,278

個別注記表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①長期投資のうちの有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

②関係会社長期投資のうちの有価証券……………移動平均法による原価法

③貯蔵品

発電用燃料……………総平均法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

その他の貯蔵品……………移動平均法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

無形固定資産……………定額法

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別の回収可能性に基づき、回収不能見込額を計上している。

②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づいて計上している。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は、発生事業年度に費用処理している。

数理計算上の差異は、発生事業年度の翌事業年度に一括費用処理している。

(4) 収益の計上基準

当社の主たる事業である電気の発電・販売事業においては、主として電気の小売販売及び卸販売を行っており、履行義務は顧客との契約に基づく電気の供給である。これらの履行義務については、電気事業会計規則に従い、主として検針により決定した電力量（検針日基準）に基づき収益を認識している。

なお、検針により電力量が決定した日から概ね1ヶ月以内に支払を受けており、対価の額に重要な金融要素は含まれていない。

(5) その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

①電気事業会計規則の改正

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表は、電気事業会計規則が改正されたため、改正後の電気事業会計規則により作成している。

②原子力発電施設の資産除去債務の費用計上方法

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について資産除去債務を計上している。なお、これに対応する除去費用は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 2008年3月31日）第8項（特別の法令等により除去に係る費用を適切に計上する方法がある場合）を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）の規定に従い、費用計上している。

③廃炉円滑化負担金及び原子力廃止関連仮勘定の会計処理方法

エネルギー政策の変更等に伴い廃止した原子炉について、廃炉の円滑な実施等を目的として廃炉会計制度が措置されている。

当社は、同制度の適用を受け、原子炉を廃止する場合において、原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産の帳簿価額（原子力特定資産の帳簿価額を除き、建設仮勘定に計上された固定資産（原子炉の運転を廃止した後に竣工しないものに限る。）の帳簿価額を含む。）及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額（処分見込額を除く。）並びに当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料再処理等拠出金費及び当該核燃料の解体に要する費用に相当する額については、経済産業大臣の承認に係る申請書を提出のうえ、原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上することとしている。

また、振り替え、又は計上した原子力廃止関連仮勘定は、一般送配電事業者の託送料金の仕組みを通じて回収することとなっている。

このため、当社は「電気事業法施行規則」（平成7年通商産業省令第77号）第45条の21の6の規定に従い、原子力特定資産、原子力廃止関連仮勘定及び原子力発電施設解体引当金の要引当額（以下、「廃炉円滑化負担金」という。）について、経済産業大臣より承認を得ており、四国電力送配電株式会社は「電気事業法施行規則」（平成7年通商産業省令第77号）第45条の21の5の規定に従い、経済産業大臣からの通知に基づき託送供給等約款の変更を行い、廃炉円滑化負担金の回収及び当社への払渡しを行っている。

一般送配電事業者から払い渡された廃炉円滑化負担金は、「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）の規定に従い、廃炉円滑化負担金相当収益として計上している。

また、原子力廃止関連仮勘定は、「電気事業法施行規則等の一部を改正する省令」（平成29年経済産業省令第77号）附則第5条及び第8条の規定に従い、一般送配電事業者からの払渡しに応じて償却している。

④使用済燃料の再処理等の実施に要する拠出金の計上方法

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号）に規定する拠出金を、原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて使用済燃料再処

理等拠出金費として計上している。

また、拠出金には使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金が含まれており、当該拠出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に整理している。

⑤連結納税制度を適用している。

⑥連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用及び改正電気事業会計規則の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首より適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとした。ただし、電気事業営業収益のうち、電灯・電力料等については、収益認識会計基準等の適用後も、電気事業会計規則に従い、検針により決定した電力量（検針日基準）に基づき収益計上を行っている。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していない。

また、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（令和3年経済産業省令第22号 令和3年3月31日）の施行により改正された、「電気事業会計規則」を当事業年度の期首より適用し、再生可能エネルギー固定価格買取制度に係る再エネ特措法賦課金は、電気事業営業収益に計上せず、再エネ特措法交付金は、電気事業営業費用から控除している。

この結果、当事業年度の営業収益は132,932百万円、営業費用は132,902百万円それぞれ減少し、営業損失、当期経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ30百万円増加しており、当事業年度末の流動資産における「売掛金」のうち再エネ特措法交付金に係る売掛金が13,644百万円減少し、「諸未収入金」が同額増加している。また、利益剰余金の当期首残高は174百万円減少している。

（時価の算定に関する会計基準の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしている。また、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）が当事業年度の年度末に係る計算書類から適用できることになったことに伴い、当事業年度末から同適用指針を適用し、同適用指針第27-2項に定める取扱いに従って、同適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしている。なお、これらによる計算書類への影響はない。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 貸借対照表に計上した金額

繰延税金資産 当事業年度 23,849百万円

(2) 見積りの内容について計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産の計上においては、将来の課税所得の見積り額に基づき、回収可能と判断した部分について繰延税金資産を計上している。

当該課税所得の見積りは、経営者が承認した事業計画及び計算書類作成時に入手可能な情報に基づき行っており、主要な仮定として販売電力量の予測や需給関連費の見通しが含まれる。

主要な仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産の回収可能性に影響を与える可能性がある。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

当社の総財産は、社債・㈱日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

社 債（1年以内に償還すべき金額を含む） 414,990百万円

㈱日本政策投資銀行借入金（1年以内に返済すべき金額を含む） 25,000百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,323,838百万円

(3) 保証債務

①借入金に係る保証債務

日本原燃(株) 日本政策投資銀行ほかからの借入金に対する連帯保証債務	38,155百万円
オーキッド・ウィンド・パワー GmbH 三井住友銀行ほかからの借入金に対する連帯保証債務	7,124百万円
ラス・ギルトス・パワー・カンパニー 国際協力銀行ほかからの借入金に対する保証債務	954百万円
アル・サワディ・パワー・カンパニー クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・ バンクほかからの借入金に対する保証債務	722百万円
アル・パティナ・パワー・カンパニー クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・ バンクほかからの借入金に対する保証債務	685百万円
従業員 従業員の持家財形制度による(株)みずほ銀行ほかからの借入金に対する 連帯保証債務	3,444百万円

計

51,086百万円

②取引の履行に係る保証債務

アラブ首長国連邦 (UAE) シェルジャ首長国ハムリヤ火力発電事業 シェルジャ電力・水庁との電力販売契約の履行に対する保証債務ほか	1,835百万円
ベトナム国ブンアン 2 石炭火力発電事業 ベトナム商工省とのBOT契約の履行に対する保証債務	1,028百万円
坂出バイオマス発電事業 丸紅株式会社との燃料売買契約の履行に対する保証債務	826百万円

計

3,689百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する長期金銭債権	399,644百万円
関係会社に対する短期金銭債権	23,581百万円
関係会社に対する短期金銭債務	57,207百万円

(5) 附帯事業に係る固定資産の金額

ガス供給事業	専用固定資産	430百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額	111百万円
	ガス供給事業合計額	541百万円
熱供給事業	専用固定資産	1,066百万円

(6) 会社法以外の法令の規定による引当金

漏水準備引当金は、漏水準備引当金に関する省令（平成28年経済産業省令第53号）に基づく引当金である。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引による取引高の総額	収益	46,990百万円
	費用	209,476百万円
関係会社との営業取引以外の取引高の総額		14,732百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の数	15,733千株
------------------	----------

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

資産除去債務	14,250百万円
繰越欠損金	7,075百万円
子会社株式に係る税効果	4,613百万円
減価償却超過額	4,588百万円
その他	13,365百万円

繰延税金資産小計	43,893百万円
評価性引当額	△ 727百万円

繰延税金資産合計	43,166百万円
----------	-----------

繰延税金負債

原子力廃止関連仮勘定	△ 11,518百万円
資産除去債務相当資産	△ 3,747百万円
繰延ヘッジ損益	△ 1,746百万円
その他	△ 2,303百万円

繰延税金負債合計	△ 19,316百万円
----------	-------------

繰延税金資産の純額	23,849百万円
-----------	-----------

8. 関連当事者との取引に関する注記

(役員及び個人主要株主等)

種類	氏名	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容 (注)	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
				役員 の兼任等	事業上 の関係				
役員	香川 亮平	当社取締役 ㈱百十四銀行 取締役副頭取 兼CCO (代表取締役)	—	—	—	資金の借入	—	長期借入金	41,500
						利息の支払い	193	—	—

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注) 上記の取引の内容は、取締役が第三者(㈱百十四銀行)の代表者として行った取引であり、利率は市場金利に基づき決定している。なお、担保は提供していない。

(子会社等)

種類	会社等の名称	議決権等 の所有(被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
			役員 の兼任等	事業上 の関係				
子会社	四国電力送配電㈱	(所有) 直接 100	兼任1人	資金貸借取引	資金の預り (注1)	—	関係会社 短期債務	7,038
					社債の引受 (注2)	32,000	関係会社 長期投資	352,000
					社債利息の受取 (注3)	2,912	関係会社 短期債権	650

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の預りは、CMS(キャッシュマネジメントサービス)に係るものであり、資金が日々移動するため、取引金額は記載せずに、期末残高のみ記載している。
- (注2) 社債の引受は、四国電力送配電㈱のICB(Inter Company Bond)を引き受けたものであり、当社が発行した社債等と同様の条件で利率を決定している。
- (注3) 社債利息の受取は、四国電力送配電㈱のICB(Inter Company Bond)に係るものである。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,211円84銭

1株当たり当期純損失 62円93銭

(注1) 1株当たり純資産額の算定上、株式給付信託(BBT)に係る信託口が保有する当社株式については、期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当事業年度末における当該自己株式数は177千株である。

(注2) 1株当たり当期純損失の算定上、株式給付信託(BBT)に係る信託口が保有する当社株式については、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当事業年度における当該期中平均自己株式数は179千株である。

10. 重要な後発事象に関する注記

資本準備金の額の減少

当社は、2022年4月27日開催の取締役会において、2022年6月28日開催予定の第98回定時株主総会に、資本準備金の額の減少について付議することを決議した。

(1) 資本準備金の額の減少の目的

配当財源の充実を図るため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えることとした。

(2) 資本準備金の額の減少の要領

①減少すべき資本準備金の額

資本準備金の額35,198,192,165円を31,600,000,000円減少して、3,598,192,165円とする。

②資本準備金の額の減少の方法

資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替える。

(3) 資本準備金の額の減少の日程

①取締役会決議日	2022年4月27日
②株主総会決議日	2022年6月28日(予定)
③債権者異議申述公告日	2022年7月12日(予定)
④債権者異議申述最終期日	2022年8月12日(予定)
⑤効力発生日	2022年8月31日(予定)

11. 連結配当規制適用会社に関する注記

連結配当規制を適用している。

12. その他の注記

(湯水準備引当金の取崩し)

電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条第2項の規定に基づき、収支悪化に伴う自己資本の毀損拡大を抑制する財源に充てるため、特例許可による湯水準備引当金の取崩しについて、2022年3月11日に経済産業大臣に申請を行い、3月25日に許可を得たため、同引当金の一部を取崩している。

(特別利益の内容)

インバランス収支還元収益

2021年1月のインバランス料金単価のうち一定の水準を超えた部分について、小売電気事業者の負担額に応じて、将来の託送料金から差し引く形で調整を行うこととされ、2022年2月に一般送配電事業者

に対して当該調整に係る特別措置の申請を行い、調整額の通知を受けたため、当該調整額を計上している。

(退職給付に係る連結会計処理との相違)

当事業年度に発生した数理計算上の差異は、貸借対照表上、翌事業年度に一括計上しており、連結計算書類における会計処理方法と異なっている。

(取締役等を対象とした株式報酬制度)

取締役等を対象とした株式報酬制度については、連結計算書類の連結注記表（11. その他の注記）に記載している。

以 上

MEMO

